

福島第一原子力発電所における廃棄物関連設備及び施設の  
新・増設計画に係る事前了解願ひに対する回答

- 1 日 時 平成28年12月21日(水) 15時00分～
- 2 場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター リエゾンオフィス
- 3 当 方 危機管理部 五十嵐 俊夫 政策監
- 4 相 手 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー 小河原 克実 バイスプレジデント
- 5 内 容 福島県知事から東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役  
社長宛の回答内容は次のとおりです。

平成28年8月24日付け運総発官28第204号で提出ありましたこのことについては、下記留意事項を付して了解します。

なお、今回の計画に関する福島県原子力発電所安全確保技術検討会の検討結果は別紙のとおりです。

記

- 1 計画どおり施工し、運用管理を計画どおりに実施すること。
- 2 既設設備等における経験及び最新の事例・知見の反映に努め、設備等のより一層の信頼性向上及び安全性向上を図ること。
- 3 固体廃棄物等の発生量、処理量及び貯蔵量の実態を把握し設備等の適切な運用管理を図ること。
- 4 設備等の設置工事及び設備等の運転・運用において異常が発生した場合や警報が発報した場合には速やかに通報・連絡するとともに、異常等の発生の原因調査と必要な対策を適切に実施し、その結果を報告すること。
- 5 設備等の計画や進捗に変更があった場合には、速やかに報告すること。
- 6 原子力規制委員会において議論されている検討用地震動・津波について、福島第一原子力発電所への適応方針が示された場合には、バックフィットの要否について検討し、必要に応じ追加対策を検討すること。